

令和6年3月28日

会 員 各 位

名古屋税理士会 昭和支部
支部長 鈴木寿枝

令和6年度事務員表彰について

標題の件につきまして、支部表彰細則第3条第1項第3号の規定に基づき、本支部会員の税理士事務所_に満5年以上勤務し職責を果たした職員の方の表彰を、本年の定期総会の際に併せて実施いたします。

つきましては、令和6年3月31日現在で貴税理士事務所に該当される方がございましたら、4月10日（水）までに事務局へご連絡ください。

なお、表彰が決定した職員の記念品相当額は、貴税理士事務所のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

事務局 〒466-0046 名古屋市昭和区広見町1-13 ダイエイビル2階

FAX 052-872-6301

名古屋税理士会 昭和支部

支部長 鈴木寿枝 宛

貴事務所名

該 当 者

フリガナ:
氏 名:
フリガナ:
氏 名:
フリガナ:
氏 名:
フリガナ:
氏 名:

※表彰状に記名しますので、楷書にてお願いいたします。

※用紙が不足する場合はコピーして使用ください。